

《所得控除》（平成 30 年度適用）

項 目	控 除 額		
雑 損 控 除	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険金等で補てんされた額）－（所得金額×10%） ②災害関連支出額－5万円		
医 療 費 控 除	（医療費－保険金等で補てんされた額）－（「10万円」または「所得金額×5%」のいずれか少ない額） ※限度額 200万円		
医療費控除の特例 （セルフメディケーション税制）	特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補てんされた金額－12,000円 ※限度額 88,000円 p10を参照してください。		
社会保険料控除	支払った金額		
小規模企業共済等 掛 金 控 除	支払った金額		
生 命 保 険 料 控 除	新契約（平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等）にかかる支払保険料の金額 ① 12,000 円以下 ② 12,001 円～ 32,000 円 ③ 32,001 円～ 56,000 円 ④ 56,001 円以上	①支払保険料の金額の全額 ②支払保険料の金額×1/2 + 6,000円 ③支払保険料の金額×1/4 + 14,000円 ④一律 28,000円	
	旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等）にかかる支払保険料の金額 ① 15,000 円以下 ② 15,001 円～ 40,000 円 ③ 40,001 円～ 70,000 円 ④ 70,001 円以上	①支払保険料の金額の全額 ②支払保険料の金額×1/2 + 7,500円 ③支払保険料の金額×1/4 + 17,500円 ④一律 35,000円	
	※一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の支払額を各々上の式にあてはめて算出した控除額の合計額が、生命保険料控除額になります。（最高 70,000円） ※一般生命保険料と個人年金保険料のそれぞれについて、新契約と旧契約の両方がある場合、(1)新契約のみで申告、(2)旧契約のみで申告、(3)新契約と旧契約の両方で申告のいずれかを選択できます。（ただし、(3)の申告を選択した場合、控除額は最高 28,000円となります。） ※介護医療保険料については、(1)新契約のみで申告となります。		
地 震 保 険 料 控 除 （旧長期損害保険）	①地震保険料	支払った保険料の金額の 1/2（限度額 25,000円）	
	②旧長期損害保険料 （平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもの）	支払った保険料が 5,000 円以下の場合	支払った保険料の全額
		5,000 円を超え 15,000 円以下の場合	（支払った保険料の金額の合計額） × 1/2 + 2,500円
		15,000 円を超える場合	10,000 円
③①地震保険料と②旧長期損害保険料の両方	①と②の合計額（限度額 25,000円）		
障 害 者 控 除	26 万円（特別障害者は 30 万円（同居の控除対象配偶者または扶養親族の場合は 53 万円））		
寡 婦（寡 夫）控 除	26 万円（合計所得金額が 500 万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する寡婦は 30 万円）		
勤 労 学 生 控 除	26 万円		
配 偶 者 控 除	33 万円（配偶者が 70 歳以上の場合 38 万円）		
配 偶 者 特 別 控 除	（最高限度額）33 万円（ただし、合計所得金額 1,000 万円以下の人が該当し、配偶者の所得金額によって控除額が調整されます。）※配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合に適用されます。		
扶 養 控 除	扶養親族（16 歳以上）1 人につき 33 万円（19 歳以上 23 歳未満の場合は 45 万円、70 歳以上の場合は 38 万円、同居の直系尊属で 70 歳以上の場合は 45 万円）		
基 礎 控 除	33 万円		

《税額控除》

税額控除には、寄附金税額控除*、外国税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除、住宅ローン控除、および調整控除があります。

* 住宅ローン控除、寄附金税額控除については、P10を参照してください。

～平成 30 年度個人住民税の税額計算事例～

[本人、妻、子 2 人（中学生 13 歳、高校生 17 歳）の場合]

【給与収入】 4,639,416 円

【給与所得】 3,168,800 円（給与所得控除後の金額）

【所得控除】

社会保険料控除 基礎控除 配偶者控除 一般扶養控除 【所得控除】
 463,941 円 + 330,000 円 + 330,000 円 + 330,000 円 = 1,453,941 円

【課税所得】

【給与所得】 【所得控除計】 【課税所得】 …千円未満切り捨て
 3,168,800 円 - 1,453,941 円 = 1,714,859 円 ≒ 1,714,000 円

平成 30 年度個人住民税

【課税所得】 【税率】

【調整控除（*参照）前の税額】 $1,714,000 \text{ 円} \times 10\% = 171,400 \text{ 円}$ ①

* 調整控除は、個人住民税と所得税では配偶者控除等の人的控除額に差がありますので、この差額により、両税を合わせた負担に変動が生じないように調整するものです。
 課税所得金額によって計算方法が異なりますので、詳しくは、お住まいの市町にお問合せください。

【調整控除額】 【所得控除】のうち、基礎控除から一般扶養控除までの個人住民税と所得税の差の合計額

基礎控除 配偶者控除 一般扶養控除
 $50,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} = 150,000 \text{ 円}$
 上記の合計額 $\times 5\%$
 $150,000 \text{ 円} \times 5\% = 7,500 \text{ 円}$ ②

【税額】 (① - ② + 均等割)

【調整控除前の税額】 【調整控除額】 均等割額
 $171,400 \text{ 円} - 7,500 \text{ 円} + 5,000 \text{ 円} = \boxed{168,900 \text{ 円}}$

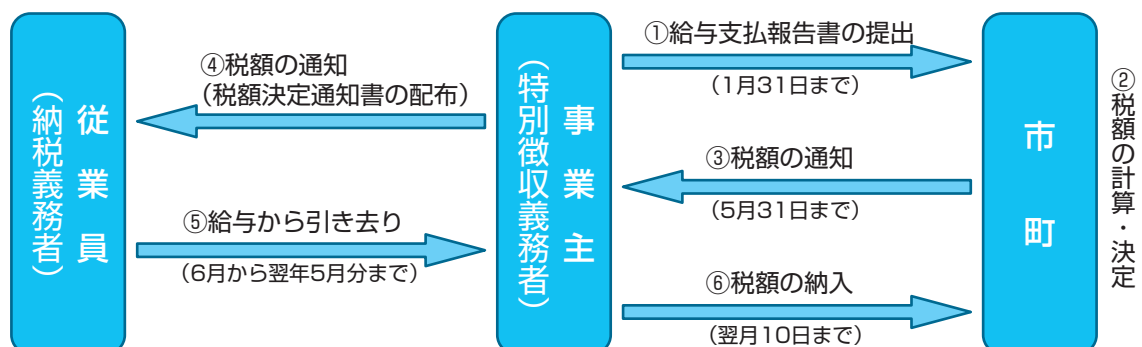
※社会保険料控除は、社会保険料として支払った保険料全額です。

※所得控除や調整控除は、扶養の有無、人数等により異なります。

個人住民税の特別徴収（給与引き去り）の徹底について

個人住民税は、特別徴収により、事業者が毎月従業員に支払う給与から引き去り、市町に納付することになっていきます。

特別徴収は法律で事業主に義務付けられ、原則として全ての従業員が特別徴収の対象となります。



個人住民税に関するお知らせ

個人住民税の住宅ローン控除について

平成31年6月までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受ける方で、所得税から控除しきれない控除額がある場合は、翌年度の個人住民税（所得割）から控除できます。

居住年	平成26年4月1日以後 平成33年12月31日まで	(参考)平成26年3月31日まで
控除できる額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)

※県または市町への申告は不要です。

※詳しくは、お住まいの市町にお問合せください。

寄附金控除について

①『ふるさと納税』に係る寄附金

ふるさとなどの地方公共団体へ適用下限額（2,000円）を超える金額の寄附をした場合には、確定申告等を行うことにより、個人住民税額（所得割）の2割を限度に税額控除が受けられます。

【地方公共団体に対する寄附金の税額控除額の計算方法】

①と②の合計額が税額控除されます。

① (地方公共団体に対する寄附金 - 2,000円) × 10%

② (地方公共団体に対する寄附金 - 2,000円) × (90% - 0 ~ 45% × 1.021)

寄附者に適用される
所得税率等 (最大)

②の控除額は個人住民税額（所得割）の2割が上限です。

②福井県共同募金会および日本赤十字社福井県支部に対する寄附金

{(寄附金 - 2,000円) × 10%} により算出された額が控除されます。

③県・市町が条例で指定した社会福祉法人、学校法人等に対する寄附金

{(寄附金 - 2,000円) × 10%^{*1}} により算出された額が控除されます。

※1 県指定の寄附金は4%、市町指定の寄附金は6%、県と市町どちらからも指定されている場合は10%を乗じます。

①～③の寄附金控除は、寄附金の年間合計額のうち総所得金額等の30%以下の額までを対象として適用します。

『ふるさと納税』については、P35も参照してください。東日本大震災に係る寄附金・義援金についても『ふるさと納税』と同じ控除を受けられる場合があります。

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の創設

健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組^{*1}を行っている方が、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等^{*2}購入費を支払った場合には、所得控除を受けることができます。

この特例を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

※1 「一定の取組」…人間ドッグ、各種健診、予防接種、がん検診等をいいます。

※2 「特定一般用医薬品等」…購入の際の領収書等に対象商品である旨が表示されています。具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。